外国人技能実習生等に係る個人住民税納税のご協力について

（お願い）

　日頃より、当町の税業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、外国人技能実習生等を雇用しておられる事業所におかれましては、住民税の給与特別徴収にご協力をいただいているところですが、**翌年１月２日以降に退職・出国予定となっている外国人技能実習生等**（以下、『出国予定の外国人』）に関しても、円滑な納税を実現できるよう、ご協力をお願いいたします。

　つきましては、出国予定の外国人がおられる事業所は、下記のいずれかについてご対応をお願いいたします。

記

**①　翌年度住民税概算額を預かり、６月中旬に到達する納付書で納付する**

　　⇒別紙『町県民税（住民税）試算依頼書』に、出国予定の外国人をご記入のうえご提出ください。当課で翌年度住民税額を試算し、事業所に通知いたします。

　　　６月中旬に、普通徴収納付書を貴事業所にお送りしますので、預かった住民税を納付してください。

**②　納税管理人を指名し届け出る**

　　⇒出国予定の外国人の納税等を管理する者を指名していただき、その者を別紙『納税管理人申告書』に記載しご提出いただきます。

　　　翌年度以降の納税については、お申し出のありました納税管理人にお願いすることとなります。

　根拠法令：地方税法第300条

　　　　　　川崎町税条例第25条